稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は，企業が在宅勤務等の多様な働き方に取り組んでいる中で，地方への移住定住の関心が高まっている状況を踏まえ，市内にサテライトオフィス等の開設（本社の移転を含む。以下同じ。）をしようとする企業に対し，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより，地域経済の活性化及び移住定住の促進を図り，もって市民生活の安定及び向上に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この告示において「サテライトオフィス等」とは，企業がその本拠地以外の場所に設置する事務所又は事業所（製造，販売等を行う工場又は店舗を除く。）であって，全社的な業務の全部若しくは一部又は研究開発を行うものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，市外に本社を有する法人であって，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）市内に新たにサテライトオフィス等の開設をする者であること。

（２）当該サテライトオフィス等において，第６条の規定による申請をする日からサテライトオフィス等の開設をする日（以下「開設日」という。）までに移住（本市に転入する日から起算して過去２年間，本市の住民基本台帳に記載されていない者が本市に転入することをいう。）をした従業員（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第５条第１項又は第６条に規定する被保険者である者に限る。以下「移住従業員」という。）を雇用する計画があること。

（３）当該サテライトオフィス等における業務を３年以上継続する意思があること。

（４）当該法人が行う事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に関するものでないこと。

（５）市が実施する他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。

（６）当該法人の代表者，移住従業員及び第５条第２項に規定する従業員が稲敷市暴力団排除条例(平成２３年稲敷市条例第１１号)第２条第２号又は第３号の規定に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，サテライトオフィス等の開設に要する費用のうち，次に掲げる経費であって市長が適当と認めるものとする。

（１）移転に要する費用

（２）事務所用地の取得及び賃借に要する費用

（３）事務所の新築，改築及び改装に要する工事請負費用

（４）償却資産（所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第７号に規定する工具，器具及び備品に限る。）の取得費用

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の額（当該サテライトオフィス等と工場又は店舗が一体である場合の前条第１号から第３号までに掲げる費用の額にあっては，当該サテライトオフィス等の用に供する部分の床面積の総床面積に対する割合に応じて按分した額）に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とし，一の補助対象者につき２００万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず，当該サテライトオフィス等において市内に住所を有する従業員（移住従業員を除き，健康保険法第５条第１項又は第６条に規定する被保険者である者に限る。）を雇用する場合，当該従業員の数に２０万円を乗じた金額（一の補助対象者につき１００万円を限度とする。）を，前項の規定により算定した額に加算する。ただし，当該加算後の補助金の額が補助対象経費の額を超えるときは，補助金の額は，補助対象経費の額とする。

３　一の補助事業者に対する補助金の交付は，一回限りとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は，補助対象経費に係る契約の締結前に，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は，前条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の交付を決定し，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更申請等）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の内容の変更（軽微な変更を除く｡）をしようとするとき。

（２）補助対象経費の額の変更（２０パーセントを超えない範囲内の変更を除く｡）をしようとするとき。

（３）サテライトオフィス等の開設を中止しようとするとき。

（４）当該サテライトオフィス等における従業員の雇用計画を変更するとき（前条の規定による交付決定を受けた補助金の額を変更する必要がある場合に限る。）。

２　前項の規定にかかわらず，補助事業者は，開設日までに移住従業員を雇用できないことが明らかになったときは，直ちに市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は，サテライトオフィス等の開設をし，かつ，補助対象経費の支払を完了したときは，速やかに稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第１０条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，速やかにその内容を審査し，適当と認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金額確定通知書（様式第５号）により当該報告をした者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた者は，補助金の交付を受けようとするときは，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）補助金を他の用途に使用したとき。

（４）開設日までに移住従業員を雇用しなかったとき。

（５）開設日から起算して３年以内に次のいずれかに該当したとき。

ア　当該サテライトオフィス等において雇用する移住従業員の数が零となり，かつ，第１４条第２項の指示に違反したとき。

イ　第５条第２項の規定の適用を受けた場合にあっては，同項の適用を受ける市内で雇用される従業員の数が補助金の額の確定時と比べて減少し，かつ，第１４条第２項の指示に違反したとき。

ウ　補助金の交付を受けて取得した財産を処分したとき。

エ　補助金に係るサテライトオフィス等の廃止をし，又はその業務を１年　以上中止したとき。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１３条　市長は，前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは，稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金返還通知書（様式第８号）によりその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（運用状況等の報告）

第１４条　補助事業者は，次に掲げる日における当該サテライトオフィス等の運用状況を同日から３０日以内に，稲敷市サテライトオフィス等運用状況報告書（様式第９号）により市長に報告しなければならない。

（１）開設日から１年を経過する日

（２）開設日から２年を経過する日

（３）開設日から３年を経過する日

２　補助事業者は，開設日から３年以内に次の各号のいずれかに該当することとなったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けなければならない。

（１）当該サテライトオフィス等において雇用する移住従業員の数が零となったとき。

（２）第５条第２項の規定の適用を受けた場合にあっては，同項の適用を受ける市内で雇用される従業員の数が補助金の額の確定時と比べて減少したとき。

（関係書類の保存）

第１５条　補助事業者は，補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を，開設日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第１６条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，令和４年４月１日から施行する。